

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1 町域全域に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

町内全域における文化財の状況の把握は第1章の4及び参考資料に示したとおりである。これらの指定文化財については、文化財保護法や群馬県文化座保護条例、甘楽町文化財保護条例、甘楽町伝統的建造物群保存地区保存条例の他、関係法令に基づいて保存管理を実施するとともに、その所有者や管理者に対して保存管理に向けた助言を行っている。今後も所有者等と連携を取りながら、専門機関や行政の関連分野との横断的な連携も視野に防災対策を含めた適切な保存管理に取り組む。

保存管理計画は、国指定の名勝「楽山園」について策定され、計画に沿った保存・管理に努めている。それ以外の文化財でも今後、適切な保存管理を行ううえでも必要に応じて策定を進める。加えて、その上で、未指定を含めた文化財を総合的に捉え、今後、文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組み、保存・活用を図っていく。

未指定の文化財については、分野別に調査・研究を行って実態の把握に努めるとともに、調査・研究によって得られた知見に基づいた価値付けを行い、価値が認められたものについては指定・登録制度の活用を検討するなど、適切な保護を行う。

町指定の無形文化財、無形民俗文化財については、各保存団体とも継承のため人材育成を行っているが、少子高齢化等により、継承者の確保が課題となっている。このため、伝承文化の継承や再興についてのプログラムを実施し、継承者のない民俗文化財や無形文化財の価値を明らかにし、継承者の確保を図るとともに、支援者の発掘に努める。

文化財とは、地域の歴史や文化を凝縮した存在であり、地域の自己認識の核でもあると考えられるが、その保存と活用は、甘楽町らしさを後世へ継承していくためのものであることが必要である。そのためにも、案内板や解説板を計画的に設置していくなど情報発信を行うとともに、文化財への関心や、それを生んだ地域への誇りを醸成していくことを目指すものとする。

#### (2) 文化財の修理（整備）に関する方針

所有者や管理者等が実施する修理・修復については、文化財の種類に応じ、法令に即した適切な手続きを行うとともに関係機関と連携する。その他の文化財についても必要

に応じ専門家による意見聴取や関係機関と連携し町として技術的指導を行う。復元にあたっては、甘楽町文化財調査委員会に外部の有識者を加えた組織に諮問を行い、史実に基づいた復元を行うこととする。

これらの文化財に関わる修理、整備にあたっては、群馬県教育委員会文化財保護課の指導・助言を仰ぎ、「群馬県建築士事務所協会」などより、推薦された技術者の協力を受け、必要に応じて文化財と協議し実施する。

### **(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針**

文化財は、甘楽町の歴史や文化を正しく理解するために必要なものであるとともに、地域の歴史や文化を発信するための貴重な資源である。このため、文化財を適切に保存しつつ、活用を図ることは重要なことであるため、積極的に推進する。

本町の文化財を展示する施設については、甘楽町歴史民俗資料館、甘楽古代館があり、平成 23 年には楽山園周辺に甘楽町ふるさと伝習館が整備された。今後は、案内板等のガイドラインの整備を行い文化財の展示施設の機能を充実させ、より良い環境での保存・活用を図る。

### **(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針**

文化財は置かれた環境のなかで、人々の営みと関わりながら生まれたものである。したがって文化財は、周辺の環境を排除した形ではその意義をなさないと言っても過言ではないため、文化財に即した周辺環境の整備を図るものとする。

甘楽町では、平成 28 年(2016)度に「甘楽町景観条例」を制定し、良好な都市景観の形成に取り組んできている。今後も、こうした景観行政やまちづくり行政と文化財行政がより緊密に連携して、文化財の周辺環境の保全を図るものとする。特に、街路整備や電線類の移設、公園整備等の施設整備には、歴史的風致を十分配慮した整備を進める。また、来訪者の増加も加味した施設の充実を図り、外観については周辺環境や歴史的背景に配慮した施設とする。

文化財を案内する施設についても周辺環境に配慮し、産業課・社会教育課・建設課で設置したものについては、各課の意匠を統一し適正な場所への再配置を検討し、来訪者や住民に分かりやすく散策できる環境整備を進め、回遊性の向上を図る。

## (5) 文化財の防災に関する方針

甘楽町防災計画を基本に、防災体制を整えるものとする。木造の歴史的建造物が多く、昼間は女性や高齢者のみの家庭が多いことから、初期消火のための簡単に操作できる公設消火栓や放水銃等を計画的に設置するとともに、使用方法の訓練を適宜実施することとする。



■防火パレードをする地元小学校

また、消防担当課や文化財保護担当課、地域の消防団及び地域住民の連携により、文化財防火デーや必要な時期において、文化財の消防訓練の実施、予防消防の拡充、地元小学校のパレードによる防火啓発を実施する。

### 甘楽町の消防体制

名称	概	要
甘楽町消防本部	甘楽町全体の消防分団を統括する組織。団長、副団長、分団長、副分団長、本部員で組織される。	
甘楽町消防分団	地区ごとに置かれる消防組織。分団長、副分団長、部長、班長、団員で組織される。予め受持ち区域が決まっており、必要な場合は消防本部より応援の要請が出される。(分団数2)	
消防団援助隊 自衛消防援助隊	各地区で独自に消防団援助隊を組織している。主に初期消火、消防団の後方支援に当たる。	
富岡消防署	富岡甘楽広域市町村事務組合(甘楽町・富岡市・下仁田町・南牧村)で運営する。甘楽町には、富岡消防署甘楽分署が設置されている。	
町役場担当課	総務課 担当職員4名	

## (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

現在、『甘楽町の文化財』などの啓発的な冊子を頒布して住民への周知を図っており、今後も引き続き広く周知を進めることとする。

楽山園や県指定史跡旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷では、発掘や建造物の復元工事現場を住民に公開して、その成果を積極的に発信しており、一般公開されていない指定文化財は、所有者と協議し、期間限定で公開するなどの従来行っていなかった方法を模索し活用を進めていくこととする。



■ 楽山園・旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷伝統的復元工法見学会

また、無形民俗文化財などの地域に密着して伝承されてきた文化財が、現在の社会状況の急速な変化で断絶の危機に瀕している。従来から民俗芸能の保存団体に用具修理や後継者育成事業など伝承活動への財政的な支援を行ってきたが、今後は、民俗芸能を積極的に公開、情報発信する場を設けるための支援を行う。



■ 民俗芸能団体の演舞公開

多くの住民の目に触れることで、その価値が普及されるとともに、保存団体に自分たちの地域で伝えてきた民俗芸能に対する誇りを喚起してもらうことにより、後継者の確保と支援者の拡大を図る。

## (7) 埋蔵文化財の取扱に関する方針

甘楽町内における周知の埋蔵文化財包蔵地は、65 遺跡であり、重点区域では6 遺跡指定されており、国指定文化財の名勝楽山園をはじめ順次発掘調査を実施している。

今後も、埋蔵文化財及び古文書等の文献史料の全数調査を把握するための調査を実施する。近世における町の構造や空間利用について、文献史料及び絵画資料による検討や、現地踏査、試掘、確認調査を実施し、必要なものについては周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うものとする。また、試掘・確認調査で確認された保存状態に基づき、群馬県教育委員会文化財保護課の指導・助言を仰ぎ適切な調査を実施する。

## （８）教育委員会の体制と今後の方針

甘楽町には、多くの文化財が良好な形で残っている。これらは、地域に生きた人々によって大切に育み守られてきた貴重な歴史遺産である。

これらの歴史遺産を甘楽町の財産として、今後も良好に保全・活用し継承していくための保存整備活動を行うことにより、本町全体の活性化と住民の日常生活に豊かさや安らぎをもたらされると考えている。

町教育委員会の社会教育課は、社会教育課長、社会教育係、文化財保護係（事務職 2 名・専門職（埋蔵文化財）1 名）、甘楽町出土文化財管理センター、かんら古代館、甘楽町歴史民俗資料館で構成されている。

甘楽町文化財保護条例に定める甘楽町文化財調査委員会の委員数は 4 名であり専門分野は、伝承・風俗等が 1 名、石造物等が 1 名、石質・地質等が 1 名、習俗・地名等が 1 名であり、今回の計画についても文化財保護の視点から指導と助言を得ている。

## （９）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

史跡の清掃など文化財の保存に関わる住民の活動は、行政区（自治会）を主体として定期的に行われている。

今後、観光客等の案内には、住民による「解説ボランティア」や文化財のパトロールを実施する「パトロールボランティア」などを検討している。

地域の文化財を、地域住民が守ることは、文化財保護や愛護精神の高揚に結びつくものであり、更なる組織化に努めるものとする。



■文化財清掃ボランティア

## 2 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

小幡地区伝統的建造物群保存地区として予定している地区については、今後保存計画に定め、伝統的建造物群調査を行い、作成される保存計画に基づき、各種事業を導入し、計画的に保存を進めるものとする。

国指定の名勝「楽山園」については、個別に保存整備計画等に定められている。甘楽町歴史的風致維持向上計画の計画期間中は、重点区域の中核に位置することから、保存と管理を図り、保存のための修理事業等を積極的に実施する。また、文化財の保存・活用を行う際に、現状変更等を必要とするものについては、文化庁もしくは県又は町の教育委員会の許可を得る等の手続を踏まえ、行政機関や検討委員会等の関係機関との連携を図り、保存整備計画等に基づき適切に実施するものとする。

県及び町指定文化財においては、「文化財の保存・活用の現状と今後の方針」に基づき、保存と活用を図る。また、小幡地区伝統的建造物群保存地区として予定している区域に隣接する市街地と一体となった区域は、一体的に整備を図る。今後は、これら建造物の保存カルテを作成し、歴史的な建造物については、歴史的風致形成建造物への指定等を行い、各種事業を導入し保全を図る。

未指定文化財等についても、有形・無形を問わず、発掘調査や史料文献調査等の詳細な調査を実施し、価値に応じ文化財の指定を行い、適切な保存・活用を行う。無形の民俗文化財については、映像をはじめとする記録等を作成し、伝承者の育成に役立てるとともに、整備される施設での記録映像等の放映を行うなど、伝承者の確保を図るものとする。

重点区域の南から西にかけては、山々に囲まれ、これらの景観は、地域独特の歴史的風致の形成の一部であると考えられることから、本町の景観計画においても、地域を囲む周辺環境にも言及し、重点区域全域の歴史的風致の維持向上を図ることとしている。

#### 《関連事業》

- ①歴史的風致形成建造物 「旧小幡藩武家屋敷高橋氏屋敷」 整備事業（令和4年度～令和6年度）
- ②歴史的風致形成建造物 「有賀茶店」 整備事業（令和4年度～令和6年度）
- ③旧足軽長屋保存・修理事業（令和5年度～令和11年度）

- ④ 楽山園内照明施設整備事業（令和2年度）
- ⑤ 歴史的まちなみ調査事業（平成26年度～令和6年度）
- ⑩ 地域コミュニティ組織づくり事業（平成23年度～令和11年度）

## （２）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の修理に関する一般的な方針は、前述のとおりであるが、重点区域内において、楽山園については、関係機関と協議して法令を順守しながら修理事業を実施し、名勝の保存と管理を図る。一方で、維持向上計画を促進するための名勝保存の原則に立ち、諸遺構の積極的な保護・保存を図るとともに文化財保護法により保存修理事業などを実施して行く。

雄川堰の整備については、平成21年度に町の文化財指定を行い、平成22年度に遺構調査を実施した。施設の整備については、平成25年度より実施中であり、今後も補修が必要な箇所石積の整備工事を行うことで、雄川堰の保存・活用を推進していく。

旧小幡藩武家屋敷高橋氏屋敷は、平成22年度に詳細な調査を行い、町指定重要文化財に指定するとともに歴史的風致形成建造物として指定を行った。

高橋氏屋敷並びに有賀茶店は、令和4年度から令和6年度にかけ、耐震補強工事及び景観の障害になる建築物の除去及び保存修理を行う。今後の文化財指定も視野に入れ、文化財保護法に基づき、修理の実施計画に当たっては必要に応じ技術指導を求める。

旧足軽長屋については、近代から現代にかけ改修が重ねられていることから、変遷を辿る解体調査や発掘調査と併せて保存修理を行うことで、良好な景観形成を図る。

他の建造物についても伝統的保存建造物群保存地区の保存計画や区域内の歴史的建造物の状況を改めて把握したうえで、本計画に追加することとする。

### 《関連事業》

- ① 歴史的風致形成建造物「旧小幡藩武家屋敷高橋氏屋敷」整備事業（令和4年度～令和6年度）
- ② 歴史的風致形成建造物「有賀茶店」整備事業（令和4年度～令和6年度）
- ③ 旧足軽長屋保存・修理事業（令和5年度～令和11年度）
- ⑤ 歴史的まちなみ調査事業（平成26年度～令和6年度）
- ⑩ 雄川堰整備事業（平成25年度～令和3年度）

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

甘楽町の文化財を展示する施設については、甘楽町歴史民俗資料館や甘楽古代館、甘楽町ふるさと伝習館がある。施設をより効果的に活用していくために、周辺環境整備として駐車場整備や公園整備、回遊するルートへの案内板整備に取り組んでいく。



■甘楽町歴史民俗資料館

「歴史的風致維持向上建築物」については、所有者と専門家の協力を得て町がその表示を行う。また、文化財の内部公開は、見せるための公開は限定的に行い、町が主催する催しを活用し、催しと内部公開が一体的に行えるよう支援を行う。

#### 《関連事業》

- ⑧案内板・情報板等整備事業（平成25年度～令和6年度）
- ⑫大手門周辺公園整備事業（令和5年度～令和11年度）
- ⑱地域コミュニティ組織づくり事業（平成23年度～令和11年度）

### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

小幡地区の重点区域内には、多くの来訪者があるため、平成13年度から平成30年度にかけて、駐車場や公衆トイレ、情報板・案内板の整備を行ってきている。観光バスや来訪者の車両については、同事業で整備した駐車場に誘導するとともに、区域内に入らないように案内板の整備も行っている。また、そこからのルートの道路の美装化も実施し、一定の来訪者対応は整えている。

楽山園については、東と西からの管理用道路に接続する路線が未整備であるため、道路関係の支援事業を活用し、本計画中に道路の整備を進め、併せて楽山園周辺の修景整備にも努める。

重点区域内の各施設への周遊ルートについては引き続き、情報板・案内板整備の推進や観光地を繋ぐ路面誘導表示を整備し、回遊性の向上に努めるとともに、周遊ルート上



に点在する町の観光シンボルである桜並木について、適正な維持管理がされておらず、害虫や菌類に浸食されている木もあるため、保存整備を進め、景観形成の維持向上を図る。

区域内の街路遺構については、いくつかの路線が未整備であるため、本計画中に美装化を進めるとともに、歴史的風致の維持向上に必要な路線については、電線類の地中化等を進める。

重点区域は、楽山園の借景である山並み景観が特徴的な区域であるため、重点区域の東の丘陵地、南から西に広がる山並み景観も含め特別な区域として町全体の景観計画として緩衝地帯の整備を図り景観の保全に努める。

借景の中でも紅葉山は景観形成において極めて重要な資源であり、隣接する甘楽総合公園とともに周遊拠点の整備、園路の整備を行うことにより、周遊性及び散策機能の向上を図る。

町指定文化財である織田氏七代の墓は、城下町小幡の歴史やまちの成り立ちを知る上で重要な場所であり、活用を図るために1期計画では当該エリアを「織田公公園」としての公園整備を実施した。2期計画においては公園内の林内整備を実施することにより、良好な景観形成を図る。

県指定文化財である松浦氏屋敷は楽山園と同じく周囲の景色を庭の一部に取り入れる借景庭園として整備されているが、周辺の開発により景観が阻害される恐れがあるため、周辺の用地を取得し、憩いの場となる広場を整備することで、良好な景観形成と散策拠点としての機能向上を図る。

都市計画により用途地域が決定されている区域は、用途地域の見直しを進め良好な市街地が形成できるように環境の保全に努める。屋外広告物については、町内全域を区域として、条例の制定に努める。

また、区域内には、ブロック塀で囲まれた住宅地が多くあり、区域内の環境や景観の向上を図るため、通りに面した必要な箇所を、板塀修景に努める。

#### 《関連事業》

- ⑥楽山園周辺道路美装化整備事業（令和2年度～令和3年度）
- ⑦織田公公園内林内整備事業（令和2年度～令和5年度）
- ⑧案内板・情報板等整備事業（平成25年度～令和6年度）

- ⑨無電柱化事業（平成31年度～令和11年度）
- ⑩桜並木保存整備事業（令和2年度～令和6年度）
- ⑬小幡周遊拠点駐車場整備事業（令和5年度）
- ⑭小幡周遊園路整備事業（令和5年度～令和6年度）
- ⑮甘楽総合公園内園路・連絡橋整備事業（令和6年度～令和11年度）
- ⑯路面用誘導表示整備事業（令和6年度）
- ⑰松浦氏屋敷周辺修景施設整備事業（令和6年度～令和8年度）
- ⑱地域コミュニティ組織づくり事業（平成23年度～令和11年度）

### （５）文化財の防災に関する具体的な計画

甘楽町歴史民俗資料館は、管理人が常駐しているが、来訪者が多い時期には、人的災害を防止するうえでも、展示や案内を行うボランティア等の各種団体に呼びかけ、適切な人員配置を行うものとする。

文化財施設については、公設消火栓及び消防水利の使用範囲を確認し、公設消火栓等の設置や耐震性貯水槽の設置を計画的に進める。

また、個々の文化財は個人所有となっているため、防災に関する講習会や、居住の用に供する文化財等に関しては、定期的な訪問をするなど、防災意識の高揚に努める。

伝統的建造物群保存地区の予定地区については、伝統的建造物群の保存計画書により個別の防災施設等の配置は検討することとし、範囲の重複や隔離が無いように調整を図る。

#### 重点区域の消防体制

名 称	分 団 数 等
甘楽町消防団	1分団2部
甘楽町小幡自衛消防団	1自衛組織
富岡消防署	甘楽分署

※重点区域は、過去に火災により家屋が消失した歴史的経緯があることから防火体制に関心が高く、道路埋め込み型の消火栓や防火貯水槽がほぼ全域をカバーするよう設置されている。また、雄川堰も自然の消防水利となっている。100トンの耐震性貯水槽も1基設置している。

《関連事業》

⑱地域コミュニティ組織づくり事業（平成23年度～令和11年度）

**（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画**

文化財の保存及び活用の普及・啓発に関しては、案内板や説明板等の設置や、パンフレットの作成を重点区域において積極的に展開するものとする。

特に、まちなみ関係のパンフレットと楽山園のパンフレットについては、重点区域の歴史的風致を紹介するパンフレットとなるため、改良を重ね作成を続けることとする。また、学芸員による地域の歴史の勉強会や古文書の解説講座を実施し、地域の歴史について理解を深めるよう努める。

無形文化財・無形民俗文化財などの保存会に対しては、保存継承活動への助成、支援を継続して行っていくものとする。また、各団体が行う広報活動・公演活動についても、情報提供、活動支援を行う。

《関連事業》

⑧案内板・情報板等整備事業（平成25年度～令和6年度）

⑲歴史まちづくり講習会事業（平成22年度～令和11年度）

**（7）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画**

重点区域には楽山園以外に周知の埋蔵文化財包蔵地はないが、近世に陣屋がおかれ発展してきた歴史がある。

特に、小幡陣屋跡は、近世の遺構として重要であるため、公有地部分について遺構調査を関係機関と連携を図りながら実施し、その調査結果を関係機関に報告するとともに、地域住民に公表してきた。

その後、調査結果に基づき、関係機関との連携を図りつつ、周知の埋蔵文化財包蔵地の区域を拡大し、このように、近世遺構については更に調査を進め包蔵地等の分布確認等を行い地下遺構の適切な保護を図る。

併せて、文献史料、絵画史料、考古資料などから、近世における町の構造や空間利用について調査研究を行う。

埋蔵文化財の取扱いは、現状保護を基本に、やむを得ず遺跡内に開発が計画された場合には、文化財保護法並びに群馬県文化財保護法施行規則、文化庁次長通知「埋蔵文化財

の保護と発掘調査の円滑化等について」、群馬県教育委員会が定める基準、要綱等に基づき発掘調査を実施するほか、必要に応じた保護措置を図る。また、出土遺物については、群馬県教育委員会が定める要綱により適正に保管・管理及び活用を図る。

《関連事業》

⑤歴史的まちなみ調査事業（平成26年度～令和6年度）

**（8）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画**

小幡地区のまちなみ保存に関連する研究会については、独自でイベントや広報活動を行っていることから、活動支援の一環として活動の場の提供と整備を行う。

来訪者に対する活動としては、重点区域外のまちづくり団体との連携が必要な場合は、企画課企画調整係の協働推進担当が中心となり支援を行う。

文化財に関わる技術者については、組織化を図り社団法人群馬県建築士事務所協会富岡支部と連携を図り互いの技術の向上を図るよう支援するものとする。

今後は、教育委員会が設置する伝統的建造物群保存地区保存審議会をはじめ「社団法人群馬県建築士事務所協会富岡支部」が参加し、小幡地区の各種審議会への参加も求め、住民合意が形成できる体制を構築して行く。

また、世界遺産「富岡製糸場」を有する富岡市や、日本ジオパークを有する下仁田町といった近隣市町や、包括連携協定を締結している高崎商科大学等と連携しながら、歴史まちづくりに取り組んで行く。

《関連事業》

⑱地域コミュニティ組織づくり事業（平成23年度～令和11年度）